

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第64-21-00018号		
件名	建築基準法に基づく定期点検業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 7月 5日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,190,000 円	主管課	64 施設管理課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	A0000004032 株) ミスターブルー		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
株) ミスターブルー							落札
		2,900,000					
札幌施設管理(株)							
		6,000,000					
(株) 日本防災技術センター							
		6,300,000					
(備考)							



## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第52-21-00232号		
件名	東区北光地区ほか配水管計画洗管業務 No.5-6001		
入札(見積)年月日	令和 5年 7月 5日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	11,660,000 円	主管課	52 北部配水管理課
	入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000015691 (有)野崎設備		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(有)野崎設備							落札
		10,600,000					
(備考)							



# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第64-21-00022号		
件名	絶縁用保護具等定期検査業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 7月 5日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	468,600 円	主管課	64 施設管理課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000012730 (一財)北海道電気保安協会		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(一財)北海道電気保安協会		426,000					落札
(備考)							



## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第61-21-00220号		
件名	白川取水口新設工事ほか実勢価格調査		
入札(見積)年月日	令和 5年 7月 5日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	484,000 円	主管課	61 計画課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000111830 (株)セピオ関東支社		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)セピオ関東支社							落札
		440,000					
太洋エンジニアリング(株) 札幌(営)							指名
		534,800					
(備考)							
	【総価契約+単価契約】						





## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 給配水モニタ携帯電話回線化に係る水質情報管理システムソフト改修業務
- 2 事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由

水質情報管理システムは、自動水質監視装置で測定された水源・給配水等の様々な水質情報を収集・データベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うシステムである。

上記業務は、令和5年度実施の自動水質監視装置（給配水モニタ）の携帯電話回線化工事により、本システムのデータ収集経路が変更されることに伴い、本システムのソフトウェアの改修を実施するものである。

本システムのソフトウェアは当該業者が本市用に製作したものであり、著作権法で保護されている。そのため、本システムのプログラム構造は当該業者以外には知りえない情報である。

さらに、本システムに不具合が生じた場合には常時水質監視ができなくなり、水質管理に影響を与えるおそれがあるため、本システムの不具合発生時においては、迅速かつ信頼性における復旧作業を行う必要がある。

従って、上記業務は本システムについて熟知・精通している当該業者しか行うことはできない。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。